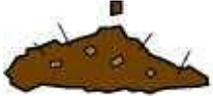
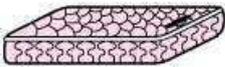


片付けごみの処分方法

1 片付けごみは住民用仮置場に持ち込む

以下のとおり15品目に分別し、市が設置する**住民用仮置場**にご自分で持ち込んでください。

(1) 持ち込みできるもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>①木くず(木製家具など)</p>  | <p>②その他の燃えるもの (プラスチック類・衣類・紙類など)</p>  | <p>③タイヤ</p>  | |
| <p>④コンクリートがら</p>  | <p>⑤陶磁器くず・瓦</p>  | <p>⑥ガラスくず</p>  | <p>⑦土砂(土嚢など)</p>  |
| <p>⑧金属くず (金物類・缶類)</p>  | <p>⑨リサイクル家電 (テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン)</p>  | | <p>⑩その他の家電</p>  |
| <p>⑪布団</p>  | <p>⑫マットレス</p>  | <p>⑬ソファー</p>  | <p>⑭畳</p>  |
| <p>⑮危険物(ソーラーパネル、消火器、スプレー缶、バッテリー、蛍光灯、食用油など)</p>  | | | |

- ・冷蔵庫の中身は必ず抜き、空にして出してください。
- ・複数品目を積み込んだ状態で搬入すると、荷下ろしに時間を要して渋滞が発生するため、一つの品目のみ搬入する車両を優先的に案内させていただく場合があります。
- ・速やかなごみ処理が早期復旧につながります。分別にご協力ください。

通常の生活ごみ、事業所から出たごみ、産業廃棄物は持ち込みできません。
また、その他にも以下のものは持ち込みできません。

| 種類 | 例 |
|-----------|-------------------------------|
| アスベスト | アスベストが含まれる建材、断熱材 など |
| 薬品類・有機溶剤 | 農薬、殺虫剤、毒劇物、塗料、シンナー など |
| 油 | ガソリン、灯油 など |
| 感染性廃棄物 | 注射器、ガーゼ、透析器具、点滴器具 など |
| フロンガス封入機器 | 業務用冷凍機器、空調機器 など |
| PCB 含有機器 | 安定器、トランス、コンデンサー など |
| 処理困難物 | 自動車、バイク、ガスボンベ、庭石、肥料、生ごみ、し尿 など |

2 不法投棄はしない

仮置場ではない公園や道路などへの排出は不法投棄となります。

混合状態となった片付けごみが生活ごみと混ざること、悪臭や害虫が発生する等、多くの問題が発生します。また、設置された仮置場と勘違いされることで更なる不法投棄を誘発してしまいます。

一度混ざったごみを分別、運搬、処理するには時間を要するため、早期復興の妨げになります。

<仮置場に分別搬入されている様子>



片付けごみを速やかかつ適正に
処理し、早期復興へつなげる。

<道路などに不法投棄されている様子>



ごみが混ざると、処理に時間を要する。
生活環境の悪化や早期復興の妨げに。

不法投棄は絶対にしないでください。ご協力よろしくお願い致します。

お問い合わせ先 名古屋市環境局作業課
電話: 052-972-2396